第八条第四項	
第四条第二項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えられた第四条第二項
「記載された同条」とあるのは「記載された同項」と、「期間又は当該通知に係る同法第二百三条の二	「期間又は当該通知に係る所得税法第二百三条の二及び同項
、「これらの」とあるのは「同項の」と読み替える	読み替える
第九条第二項第一号	第二百四条第一項の	第二百四条第一項及び特別措置法第二十八条第一項の
所得税の	所得税及び復興特別所得税の	所得税及び復興特別所得税の
第九条第二項第二号	第百八十三条	第百八十三条及び特別措置法第二十八条第一項
所得税の	所得税及び復興特別所得税の	所得税及び復興特別所得税の
第九条第三項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税
第十条第一項第四号及び第六号	所得税	所得税及び復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税
第十条第三項	第二百四条第一項	第二百四条第一項及び特別措置法第二十八条第一項	所得税及び復興特別所得税の	所得税及び復興特別所得税の	所得税及び復興特別所得税
第二条	所得税の還付	所得税及び復興特別所得税の還付	所得税及び復興特別所得税
	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書とを併せて	平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法
第三条第一項	租税特別措置法	所得税の額及び復興特別所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
	所得税の額は	定める金額	定める金額
第三条第一項各号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
	相当する金額	相当する金額

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）

第三条第二項	所得税の免除	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除
	所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は
	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
第三条第二項各号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
	相当する金額	相当する金額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
第三条第三項	による	によるものとし、当該外国法人に対して同条第二項の規定により還付する復興特別所得税の額は、前項の規定にかかわらず、零とする
第三条第三項第二号	により計算した金額	により計算した還付する所得税の額
第三条第七項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書とを併せて
第三条第八項	第二十六条の十四	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十条第一項において準用する場合を含む。）
第四条の二第四項	法第五条の二第五項に規定する	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の規定により読み替えられた法第五条の二第五項に規定する徴収された所得税の額のうち
第四条の二第五項	還付請求書	所得税の還付請求書
	これを	とし、同条第五項に規定する徴収された復興特別所得税の額のうち特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該百分の二十を乗じて計算した金額とする	これと当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書（総務省令、財務省令で定める書類の添付があるものに限る。）とを併せて